

## 給食費について

- ① 中学校から配布された「口座振替依頼書」をご記入いただき、各ご家庭で、ゆうちょ銀行(郵便局)窓口へご提出下さい。原則、口座振替でお支払いいただきます。
- ② 給食費(材料費)は、1食あたりの金額×年間実施回数(見込み)として年額を計算します。月払い額は、11か月に分けて計算します。
- 【例】308円×165回÷11か月=4620円 (光熱費、委託費等は市負担)
- ・月払いの場合、6月～3月の計10回、毎月10日に徴収。(6月のみ倍額徴収)
  - ・全期払いの場合、6月に1年分を一括徴収
- ※全期払い⇒月払い変更(明石市教育委員会事務局学事給食課Tel078-918-5056)にTelして下さい。
- ※徴収毎に、手数料(振替10円/件、振込30円/件)をご負担いただきます。
- ③ 返金について、学年行事や食物アレルギー等による給食費が減額され、最終月(3月分)に精算されます。還付がある場合は、振替口座に返金されます。
- ・主食(米飯・パン)停止・飲用牛乳停止は、保護者の方から欠食届を提出していただき、主食停止は最終月に返金、牛乳停止は月額が調整されます。
  - ・病気等による長期欠席(保護者からの申し出があった場合は、手配が完了した日から連続して5日以上欠食した場合、日数×日額が返金されます。
  - ・副食(おかず)停止、本人除去、気象警報、学級閉鎖等は返金されません。
- ④ 就学援助が認定されると全額免除、特別支援教育就学奨励が認定されると半額免除となります。ただし、就学援助は毎年申請が必要であり、その決定が6月以降となるため、認定までの間は徴収が行われ、認定後、還付されます。
- ⑤ 生活保護受給世帯は、生活保護費の中に給食費が含まれています。手続きすることで生活保護費から代理納付(天引き)が可能です。生活福祉課にご確認下さい。